

公立山口第493号
平成24年(2012年)3月23日

各所属所長様

公立学校共済組合山口支部長
(公印省略)

平成24年度福利厚生事業（一般事業）について（通知）

このことについて、下記のとおり実施しますので貴所属所組合員に周知してください。

記

1 実施事業

別紙「平成24年度福利厚生事業（一般事業）一覧」のとおり

2 利用券等の使用に当たっての注意点

(1) 利用券等の様式は、添付のものをコピーし、使用してください。

バカンスクーポン以外の様式は毎年更新されていますので、前年度の様式は使用しないでください。

(2) 組合員番号は正確に記入してください。組合員証番号は、公立学校共済組合員証に記載の6桁の番号です。

(3) 各事業の補助の対象者をよくご確認ください。

補助の対象でない方が利用された場合は、補助額を返戻していただくことになりますので、ご注意ください。

[例]・公立学校共済組合山口支部の組合員でない方（地方職員共済組合の組合員、臨時的任用職員等）が利用。

山口大学附属学校の教員については、教職員互助会の補助事業の対象となります。

・当支部認定の被扶養者が補助対象の事業で、当支部が被扶養者として認定していない家族が利用。

公立学校共済組合山口支部
電話：083-933-4570

平成24年度福利厚生事業（一般事業）一覧

事業名		事業内容	対象者	要領	様式
セントコア山口	宿泊・保養施設利用補助	宿泊したとき、宿泊料の一部を補助する。 補助額：1泊につき3,000円 連泊は3泊を限度とする。 宿泊料が支給される公務での利用は対象外。	組合員及び被扶養者	1	1
	会食利用補助	会食したとき、料金の一部を補助する。 補助額：料理単価 1,500円～3,000円未満 500円 " 3,000円～5,000円未満 1,000円 " 5,000円以上 2,000円 レストランのランチは補助の対象外。	組合員及び被扶養者	2	2
	婚礼利用補助	結婚披露宴をしたとき、経費の一部を補助する。 補助額：組合員 1組につき 150,000円 組合員の子 1組につき 80,000円	組合員及び組合員の子	3	—
	法要利用補助	法要で会食をしたとき、料金の一部を補助する。 補助額：利用料金の20%（千円未満切捨て） 上限20,000円	組合員	4	4
	イベント参加補助	セントコア山口が企画するイベントの参加料の一部を補助する。 イベント：テーブルマナー教養講座 実施時期：7月～8月 補助額：2,500円	組合員	詳細は6月下旬に通知	
宿泊・保養施設利用補助		県外の直営施設を利用したとき、宿泊料の一部を補助する。 宿泊額：一泊につき2,000円 連泊は3泊を限度とする。 宿泊料が支給される公務での利用は対象外。	組合員及び被扶養者	1	1
ホームヘルパー雇用費補助		出産、病気等によりホームヘルパーを雇用したとき、経費の一部を補助する。 補助額：1日につき5,000円まで 1年間に7日間まで	組合員	5	5
バカンスクーポン		所定の条件を満たす旅行の場合、JR普通乗車券を割引料金で購入できる。	組合員及び被扶養者	6	6
育児・介護講座		育児及び介護の知識等を深める講座を開催する。 実施時期：7月～8月	組合員及び被扶養者	詳細は5月以降に通知	